

鎌倉道の文獻と遺構

山 本 実

はじめに

中世古道の調査は、城館址をめぐる景観復元の上でも、重要な作業の一つである。しかし、その道を文献史料から詳細に知るのは容易ではない。

関東の中世古道では、鎌倉街道が知られている（街道の用字は新しいもので、以下は鎌倉道とする）。鎌倉道については、『新編相模国風土記稿』、『新編武蔵風土記稿』に多く記載されている『太平記』、『梅松論』などにみられる道を中心とした研究には、阿部正道氏の論稿がある。⁽¹⁾ 鎌倉の名が冠せられなくとも、中世に存在が確認される関東とその周辺に分布する道は、大体、鎌倉道と考えられるのではないだろうか。本稿では、そのような道を文献の面から考え、更に鎌倉大道と文書にある道の遺構について報告したい。

一、坂東大路

荘園の四至を記した文書に、大道、小道、大路、小路、畔など道に関する名称がみられる。その中に固有名称を冠したものも多い。六浦道は、鎌倉から朝比奈切通を経て、武蔵国六浦に達する道をさす。⁽²⁾ 切通の坂を下りた所の集落は大道と呼ぶ。大道には、室町時代には大道の関が設けられ、称名寺が関銭を徴収していた。⁽³⁾ 現存地名で確実に室町時代にまで遡る事が出来、又、大道という字名で各地

に散見する地名が古いものであることが知れる。

平安末期の史料で、下総国相馬御厨に関連する五通の文書には、御厨の四至が示してある。⁽⁴⁾（五通の内、四至が同じものが二通あるので、四種類の四至がある）大治五年六月十一日付、平経繁私領寄進状案では、「西限廻谷井東大路」とある。永暦二年正月付、源義宗寄進状案では、「南限坂東大路」とある。前者について、『下総旧事考』は、「我孫子ヨリ野田・流山等ニ出ル原野ニ南ヨリ北エノ大道アリ」としている。我孫子から流山は西南方向、野田は西北方向にあたる。従って東大路とは、我孫子付近にあるのではなく。ここから西へ行くと我孫子・野田を結ぶ南北走する道に出るという意味であろう。但し西限に大路があるのは、この文書だけで、他は全部南限にある。

坂東大路とある文書には、御厨の位置を相馬郡布施郷としている。吉田東伍『大日本地名辞典』坂東編では、布施郷を、東葛飾郡と南相馬郡の二ヶ所挙げている。前者の付近に意部郷があり、これを『延喜式』の於賦駅と比定している。更に『類聚三代格』承和二年六月廿九日付太政官符の「応造浮橋布施屋井置渡船事」を引用している。この時、布施屋が造られたのは、墨俣河の左右、すなわち兩岸だがそれは、交通量が多いのに船数が少なく橋もないので、増水の時など争いが多いからだとしている。布施とは、この様な渡河上の重要地に関連する地名だと説いている。この説明に従えば、坂東大路は、交通量の多い幹線道路で、御厨の南端を通過して、やがて常陸川（現在の利根川）を渡って常陸国府へ達していた道と言えよう。御厨に関係する千葉介常胤は、やがて鎌倉幕府の御家人となる。

坂東大路は、中世には鎌倉道としての機能を持ったと思われる。

二、奥大道

中世の関東と陸奥を結ぶ道は、文治五年七月に始った源頼朝の奥州討伐で知ることが出来る。その道筋は、『吾妻鏡』によれば、古多橋駅（現在の宇都宮）を通り、白河関から陸奥に入った。八月一二日には、多賀国府へ到着している。ここで海道の大將軍千葉常胤が逢隈河（阿武隈川）を渡って合流した。常胤の進軍した道は、頼朝の進軍した山道に対する海道である。この事は、後にもう一度触れる。

多賀国府では、藤原泰衡の所在が判らず、一四日に小山朝政・宗政・朝光・下河辺行平らは、別行動をとって国府中山の物見岡に向い、一方、頼朝は、泰衡が玉造郡に在るという情報に従って、そこへ向った。結局、小山朝政兄弟らの方には戦果がなく、彼らが頼朝に合流する時、大道を経てゆくところ。このことは、支道、或は横道にそれた彼らが、幹線道路を進軍する頼朝の軍勢に合流するため幹線道路にもどつてゆく事を示したものであろう。

『吾妻鏡』文治五年九月一七日程には、藤原清衡が、かつて白河関から津軽郡外浜まで廿余ケ日の行程の道に、一町毎に金色の阿弥陀如来像を描いた卒都婆を建てたことがみえている。これは、前述の大道と一致する道と思われる。

この道は、鎌倉幕府追加法にある奥大道とも考えられる。⁽⁵⁾
近日出羽陸奥国夜討強盜蜂起之間、往還之輩、有其煩之由風聞、尤不便、是偏郡郷地頭等、背先御下知、無沙汰之所致也、甚無其

謂、早柴田郡内知行宿々、造宿直屋、令結番、殊可令警固也、且
籠置惡党之所々、不可見聞隱之旨、可被召沙汰人等起請文者、
依仰執達如件

正嘉二年八月廿日

武蔵守判
(長時判)
(政村判)
相模守判

阿波前司殿

右の文書中、「先御下知」とあるのが、建長八年の追加法⁽⁶⁾をさす。その冒頭部分に、「奥大道夜討強盜事」とある。柴田郡は、阿武隈川が、阿武隈山地の西麓を北流し、同山地の北端で次第に北東方向に流路をかえ、仙台平野南端に流れ込む付近の左岸に位置する。奥大道では、夜討強盜の警固を沿道の地頭に課し、結番をして、宿直をさせている。他にも、例えば、永仁四年五月廿日の追加法にも悪党を打つための大道警固の事がみえている。⁽⁷⁾道路の維持は、軍事道路としての性格を持つだけに、御家人の重要な負担の一つであったと思われる。

文永二年三月五日の追加法では、鎌倉で、家の前の大路に土盛をして家屋を作ることがあったため、これを禁止している。⁽⁸⁾又、仁治三年正月一五日の追加法には、

一、大路事

右 或称田畠作、或号立在家、令狹条、尤自由也、早仰其通行事、可令制止之。
とある。⁽⁹⁾家屋を建てたため、大路を掘上げるといふ事は、元来、道路が宅地よりも低くなっている事を示すのかとも考えられる。鎌倉内の道路に関しては、梶原景時、八田知家が、処罰の方法として道

路づくりを命じられている。

『吾妻鏡』寛元元年一月三日条には、大洪水で道路が冠水した事がみえている。同じく建長二年六月三日条には、六浦道・山内道の土石が、集落を埋めたとある。これは、土砂崩れで付近の家屋が被害を受けた事を示している。

関東ではないが、安芸国高田郡三田・風早兩郷に關して、保延五年六月の藤原成孝讓狀に、その四至として、

東限小上山 三田方 本垣木坂 風草方 南限加留賀安北郡堺 西限吉田、志道横 三田方 妙覺寺 風草方 北限 大江丸山中道石畳とある。⁽¹⁰⁾

西限の吉田志道の横とは、その道の灌木のある所という意味であろう。北限には、西限の道路状況を説明したように、ここでは石畳が敷設されていた。この様な工事、或は前述した冠水、土砂崩れなどによる道路建設、修築は、相当な負担であつたろう。それは、科のあつたものに命じられている事で知られる。更に實際に、労役に従事するのは、配下の農民たちであり、御家人の百姓使役は苛酷であつた。⁽¹¹⁾

前述したように、頼朝が進軍した道が山道であり、常胤の方は、海道と呼んでいる。この海道を、南北朝時代には東海道と呼んでいる。延元二年一二月の岩城郡国魂太郎兵衛尉行泰合戦目安によると、当年三月一〇日 自宇都宮 靈山御楯屬于当手仁命参上畢、次東海道行方郡小池楯、大将之御共令申刻出張 御敵連々間 致散々合戦之軍忠畢とある。又、興國二年九月のものと考えられる北畠親房御教書に

は、「東海道ニても、高野辺ニても、又那須界ヘニても」とある。⁽¹³⁾ 行方郡小池楯は、宮城県相馬郡鹿島町小池にあたる。高野は、當時、高野郡と呼ばれ、矢築宿があつた。⁽¹⁴⁾ この矢築は、福島県東白川郡棚倉町八槻で、この道は、久慈川ぞいの道である。一方、觀応二年一〇月廿六日の吉良貞家書下狀にも、「陸奥国東海道守護之事」とあり、⁽¹⁵⁾ 東海道という名称が、伊達郡靈山城にいた南朝方だけの呼称でなく、地域の呼称として通用していた事がわかる。又、古代官道の系譜を引く東海道とも異なる。

三、鎌倉大道

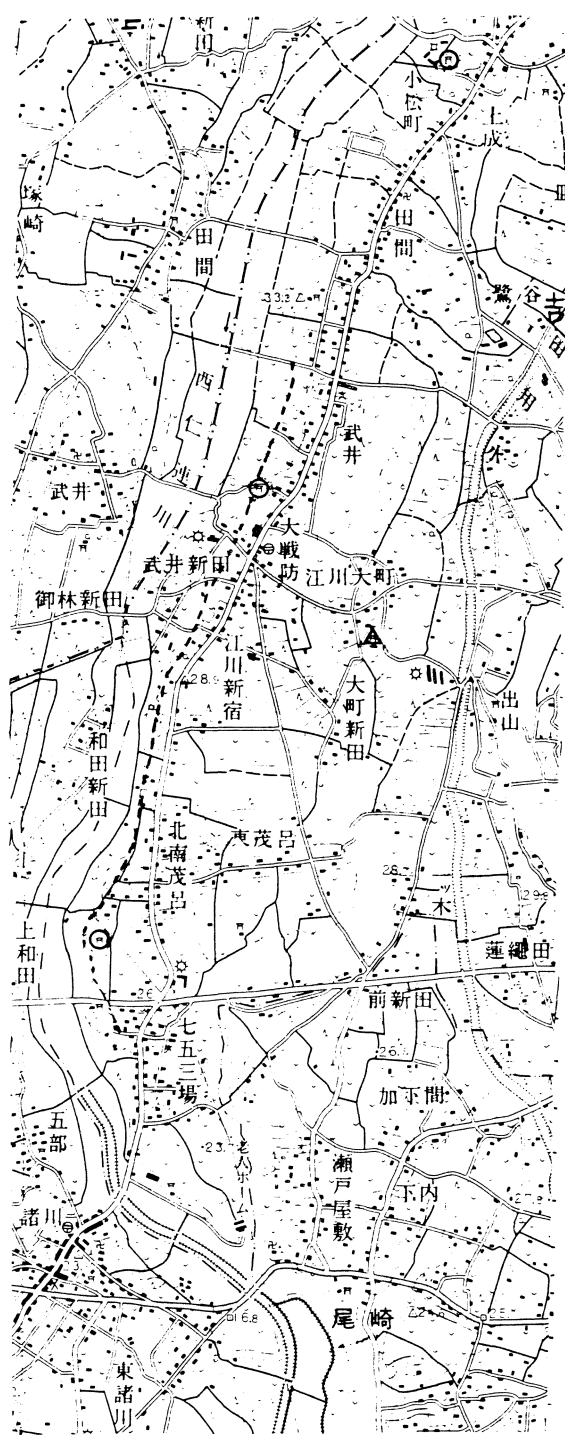
鎌倉道とは、鎌倉へ通ずる主要な道をいい、時代的には、小田原が後北条氏の本城として関東の中心となり、次第に幹線道路としての機能を小田原への道に取つてかわられ、やがて江戸が中心になるまでの中世全体を通じた期間に存在した関東とその周辺の道である。そうだとすれば、今まで述べてきた道は、鎌倉道として分類出来るであろう。私はかつて、下総結城氏の居館址について述べた時に、居館址周辺の中世古道について概略的に言及した。⁽¹⁶⁾ それは、栃木県小山市内の鎌倉道という小字名と、武蔵金沢称名寺の莊園寄進状にある鎌倉大道に關してのものだつた。次に關連地名も多いので文書をあげる。⁽¹⁷⁾

寄進

下総国結城郡下方内毛呂郷西毛呂河農西岸次、限北大町堺 武井堺 於毛呂河 農堰面江 堀堺、限東加々間堀 於上仁但水面者 自毛呂中村 原江越、堤東、小橋下 与利溝堀 於上仁、彼小橋東爪堺、其利留

大町 農香取宮於直仁見充 天大堺郷界 万天堀於保留 限南尾崎 与志
 目波毛呂二ヶ郷 乃加々間堀之橋 与利西江 六尺杖定、式町捌段四杖
 者、鎌倉大道於限、自其毛呂 与志目波田乃堺 江見充 天毛呂河 江堀
 堀但堀代仁武井郷内田式段加之委細繪
 堀図并坪付別紙在之此内自余分無之
 右所者 曉尊相伝所領也 而且為関東御祈禱 且為先祖仏事報恩
 限永代為不輸租免之地、所奉寄進称名寺也 若於彼所仁致違乱兄
 弟子孫等者、為不幸仁 不可知行曉尊之跡 仍狀如件
 元享元年八月□□日
 沙弥曉尊 (山河貞重) (在判)

毛呂郷内の地域では、今でも土地の人達が鎌倉街道と呼んでいる
 道が、断続的なながらも存在する。又書中にも毛呂河とあるが、これ
 は三和町諸川をさすのではなく、文面から考えて河川名と思われる。
 現在、これに相当するのは江川である。江川は下流では、西仁連
 川、飯沼川と呼んでいる。(18)毛呂郷の中心は、現在の北南茂呂で、
 北限が江川大町である。文書に、大町の香取宮の森とあるが、現在
 は、境の神である愛后神社が江川大町の氏神になっている。江川大
 町の西隣、武井には香取神社がある。一般に鎌倉道の付近には、八
 幡神社や時宗道場が分布するとされるが、毛呂郷の範囲内や猿島郡
 総和町にある鎌倉道付近には香取神社が分布している。



毛呂郡鎌倉大道

点線.....鎌倉街道 ○香取神社 △愛宮神社

文書中の地名の大体は、大字として現存する。中村原はないが、大字東茂呂の小字に中村がある。

毛呂郷の鎌倉大道は、大体、主要地方道結城野田線の西側約百二十米前後の所を平行して分布する。諸川へ入ると伝承はなくなる。伝承されている道には、阿部正道氏が述べられているような形状を明瞭に残している所はない。¹⁹⁾ 武井字海道割付近では畑の畔道を鎌倉街道と呼んでいる。²⁰⁾ 武井の香取神社のすぐ西側を通過していたと思われる。道幅は約二米ある。南方の武井字多阿付近は比較的長く残存している。畔道や舗装道路になった所もあり、桑畑と雑木森の間にある所は、幾分、濠状のなごりのように両側が高くなっている部分もある。この道幅は約一・七米ある。北南茂呂字稻荷前、本田、本田前は、昭和五年一月の調査時に、その北方部分は道幅拡張工事しており、南方部分は、畔道として残っていた。しかし一二月末の調査時には、土地改良事業のため消滅していた。毛呂郷より北の上成では宅地造成が行なわれたばかりで、鎌倉道は消滅したが、伝承はされている。

四、わおりに

他の地域で鎌倉道の伝承をもつ所を若干触れておく。

東京都町田市山崎町は、七国山の北麓で、ここには薬研の形状が残されている。現状は、下幅約二・二米、上幅八・八米、深さ約一・八米あった。猿島郡総和町では、上辺見から南へ思案橋、砂井、前林と続いている。道は女沼川と向堀川の間にはさまれた台地上にある。大体、補装されている。女沼の本郷にある香取神社北方にある

東北新幹線脇の雑木林中の道は、道幅約二・二米である。又、前林中坪の東光寺前は、小字名が大道である。向堀川の西側にある南北に長い水田地帯（かつて大山沼と呼んだ）を越えた所も鎌倉街道と呼ぶ道があり、上辺見く前林の道とは異なるものである。

鎌倉道は、中世の文献には他の名称でみられる事が多く、更に幹線道路以外にも、伝承を持つ道がかなりあるのではないだろうか。字名を手掛りとした場合、大道が一つの拠り所になると思われる。

（東京・豊島岡女子高校）

注

(1) 阿部正道 「鎌倉の古道」 鎌倉国宝館論集第二 一九五八
「鎌倉街道について―その分布と遺跡―」 『人文地理学の諸問題 小牧実繁先生古稀記念論文集』 一九六八

(2) 『吾妻鏡』 仁治二年四月五日条に「六浦道被造始」とある。吾妻鏡は、新訂増補国史大系本 同年五月一四日条には「六浦路」とある。

(3) 応永卅二年十一月一六日 称名寺雑掌目安『金沢文庫古文書第七輯』 所務文書編所収 第五六五八号文書

(4) 大治五年六月一日 下総権介平経繁私領寄進状案『平安遺文』 第五卷所収 第二一六一号文書。天養二年三月一日 源某寄進状案 同書第六卷第二五四九号文書。久安二年八月一日 下総国平常胤寄進状 同書第六卷第二五八六号文書。永暦二年正月日 源義宗寄進状案 同書第七卷第三一二一号文書。永暦二年二月廿七日 下総権介平常胤解状案同書第七号卷第三一三九号文書。以上のうち、平常胤の一通が、四至が同じである。

(5) 正嘉二年八月廿日 出羽陸奥夜討強盜事 鎌倉幕府追加法

中世法制史料集 第一卷 鎌倉幕府法 所収

(6) 建長八年六月二日 奥大道夜討強盜事 前出⑤と同書

(7) 永仁四年五月廿日 警固方々大道末可打止惡党事 前出⑤と同書

(8) 文永二年三月五日 前出⑤と同書

(9) 仁治三年正月一日 新御成敗狀 前出⑤と同書

(10) 保延五年六月日 藤原成孝讓狀『平安遺文』第六卷第二四一

○号文書

(11) 文応元年二月廿五日 京上役事^{付大}番役 前出⑤と同書 この

追加法に「諸国御家人 恣云錢貨云夫駄、充巨多用途於貧民等、致阿法譴責於諸庄之間、百姓等及佗係不安堵由、遍有其聞、」

(以下略)」とある。

(12) 延元二年二月日 国魂行泰軍忠狀 大國魂神社文書(福島県平市) 栃木県史 史料編・中世三 所収

(13) 北畠親房御教書 相模文書(福島県須賀川市) 前出⑫と同書

(14) 延元二年八月廿六日 相馬 平軍忠狀 相馬文書 前出⑫と同書 この文書に「陸奥国高野郡内矢築宿」とある。

(15) 観応二年一〇月廿六日 吉良貞家書下狀 相馬文書 前出⑫と同書

(16) 拙稿「中世結城の歴史地理的考察―城館遺構を中心として―」国学院雑誌第七九卷九号所収 一九七八 二四〇二五頁

(17) 元享元年八月 沙弥晓尊寄進狀案 金沢文庫古文書第七輯

所務文書編所収 第五三一〇号文書

(18) この付近の地誌については「将門記」が参考になる。赤城宗徳「将門地誌」一九七二の考証がある。

(19) 前出①「鎌倉街道について」 二二頁

(20) 北南茂呂の小字に街道東、街道西があり、結城野田線をはさんでいる。従って字名は新しい。